

林業施設整備等 利子助成事業

こんなとき、借入金の利子を助成します。

「木材の生産・加工・流通体制を改善したい。」、「施業集約化のために林地を取得したい。」、「自然災害により被害を受けた事業用資産を復旧し経営を再建したい。」、「新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した経営の維持安定を図りたい。」などの林業者等のこうした思いにお応えして、設備投資などに対する融資の充実を図るのが「林業施設整備等利子助成事業」です。

対象者、対象となる資金・融資機関・利子助成対象額・助成期間・助成率等は以下のとおりです。

対象者	① 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく 林業経営改善計画 又は 合理化計画の認定を受けている林業者等			② 自然災害により事業用資産が被害を受け、市町村長から被害内容の証明を受けた林業者等			③ 経営管理実施権の設定を受けることができる者として都道府県から公表されている林業者等
	農林漁業施設資金	森林取得資金	相続等に必要な資金	農林漁業施設資金	林業基盤整備資金	農林漁業セーフティネット資金	林業構造改善事業推進資金
対象資金	林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金	森林施業の集約化を推進するため林地等を取得するのに必要な資金	相続等により森林等の資産が分散することを防止するために必要な資金	林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を復旧するのに必要な資金	造林地や林道の復旧に必要な資金	林業経営の再建に必要な資金	林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金
融資機関	(株)日本政策金融公庫		民間金融機関	(株)日本政策金融公庫			(株)日本政策金融公庫
利子助成対象額 ※	上限3億円		上限5,000万円	上限3億円			上限3億円
助成期間	最長5年間 (ただし、償還終了時まで)	最長10年間 (ただし、償還終了時まで)		最長10年間 (ただし、償還終了時まで)			最長5年間 (経営管理実施権の設定を受けた者は最長10年間) (ただし、いずれも償還終了時まで)
助成率	最大2%			最大2%			最大2%

(裏面に つづく)

対象者	④ 社会的・経済的環境変化により経営状況が悪化し、その影響内容を証明できる林業者等			⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者で、一定の条件を満たす者(※1) (詳細は、「借換資金」の募集をご覧ください。)
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者	コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者	左記以外の林業者等	
対象資金	農林漁業施設資金	農林漁業セーフティネット資金	農林漁業セーフティネット資金	債務の償還負担の軽減に必要な資金 (コロナ・ウクライナ対策借換資金)
	事業の効率化、経費の削減等を図るための施設の整備に必要な資金	林業経営の維持安定に必要な資金	林業経営の維持安定に必要な資金	債務の償還負担の軽減に必要な資金
融資機関	(株)日本政策金融公庫			民間金融機関 (独)農林漁業信用基金による債務保証が必要)
※2 対象額 利子助成	上限3億円			上限3億円 又は 借換資金のいずれか低い額
助成期間	最長10年間 (ただし、償還終了時まで)			最長5年間 (ただし、償還終了時まで)
助成率	最大2%			最大2% (対象資金の貸付利率が、既往債務の借入金の利率以下かつ年2%以下の場合)

- ※1 「一定の条件を満たす者」とは、次の①～②の要件をすべて満たす林業者です。
 ① 林業経営改善計画又は合理化計画の認定を受けている者若しくは育成経営体として都道府県に選定されている者
 ② 個人にあっては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあっては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者
- ※2 利子助成上限額は、同一年度内で、(株)日本政策金融公庫資金は①、②、③及び④を通算して3億円、①の民間金融機関資金は5,000万円、⑤の民間金融資金は3億円です。また、貸付限度額は別途定められておりますので、詳しくは(株)日本政策金融公庫にお問い合わせ下さい。

<手続き>

区分	右記以外の資金	コロナ・ウクライナ対策借換資金
資金入の	(株)日本政策金融公庫 又は 民間金融機関(相続等に必要な資金)から資金を借入	(独)農林漁業信用基金に相談の後、民間金融機関に借換資金の借入れ申込み
※の申請書提出	都道府県木材協同組合連合会などを經由して、全国木材協同組合連合会へ提出	全国木材協同組合連合会へ直接提出

- ※ 申請書の様式は、全国木材協同組合連合会の「林業施設整備等利子助成事業の募集について」をご覧ください。
 事業内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会又は最寄りの都道府県木材協同組合連合会までお問い合わせ下さい。

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階 TEL:03-3580-3218
<http://www.zenmokukyo.jp/>



(令和4年11月)

木材加工設備導入等利子助成支援事業

木材製品の高付加価値化・低コスト化、経営の多角化・合理化、作業安全の推進、
 燃油使用量の低減等を図るための施設・設備の導入や、安定供給体制構築のための
 山林取得及び追加在庫保有等に必要な資金の借入れにより
 発生する利子相当額の一部または全部を助成します。

事業内容・対象者・融資機関・利子助成期間・助成率等は以下のとおりです。

	木材加工設備等導入	山林取得	追加在庫保有
事業内容	木材加工設備等*1の導入とそれに伴う既存の施設・設備の廃棄等に必要な借入金への利子助成	自ら森林経営に乗り出す際の山林取得に必要な借入金への利子助成	需要に応じた製品供給を行うための追加在庫保有（素材及び製品の引取り、素材等の加工）に必要な借入金への利子助成
対象者	木材関連事業体またはこれらの者が直接若しくは間接の構成員となっている組合*1		
融資機関	農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会*2		
償還期限	7年以内 （うち据置期間2年以内）	25年以内 （うち据置期間25年以内）	5年以内 （うち据置期間1年以内）
利子助成期間	最長7年間 （ただし、償還終了時まで）	最長10年間 （ただし、償還終了時まで）	最長5年間 （ただし、償還終了時まで）
助成対象利率	最大3%	最大2%	最大2%
助成率	利子相当額の1/2 <small>ただし、木くず焚ボイラー、木質バイオマス発電施設及びこれらの熱等を利用した乾燥装置等は2/3</small>	利子相当額	利子相当額

*1 業種によって、対象となる工場の規模や、導入可能な施設・設備等が異なりますので、詳しくは全国木材協同組合連合会までお問い合わせください。

*2 融資機関から借り入れる資金には、補助残融資、制度融資に係る資金は含まれません。また、限度額についてはお問い合わせください。

手続きの流れ

設備導入等実施計画作成から助成金の支払までの手続きの流れは次のとおりです。

1 実施計画の提出

事業実施者は設備導入等実施計画を作成し、地域木材団体を經由して全国木材協同組合連合会（以下、「全木協連」という。）に計画認定の申請をします。

2 実施計画の認定

全木協連は学識経験者等からなる審査委員会を開催し、計画内容を審査し、認定した場合は事業実施者に計画認定の通知をします。



3 資金の借入

実施計画の認定を受けた事業実施者は指定金融機関から資金を借ります。

4 利子助成金交付基本申請書の提出

事業実施者は、地域木材団体を經由して、全木協連に利子助成金交付基本申請書を提出します。

5 利子助成金交付基本申請書の承認

全木協連は、申請内容を確認のうえ、地域木材団体を經由して、事業実施者に利子助成金交付基本申請承認通知書により承認の通知をします。

6 事業実施報告書の提出・検査

事業実施者は、事業実施後速やかに事業実施報告書を全木協連に提出し、全木協連は完了検査を行います。

7 利子助成金交付申請書の提出

事業実施者は、地域木材団体を經由して全木協連に対し利子助成金交付申請書を提出します。

8 利子助成金の交付

全木協連は、完了検査の結果により適正であると認められるときは、利子助成金を交付します。



事業の内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会又は最寄りの都道府県木材協同組合連合会までお問い合わせください。

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階 TEL 03-3580-3215
<http://www.zenmokukyo.jp/>

木材加工設備等リース導入支援事業

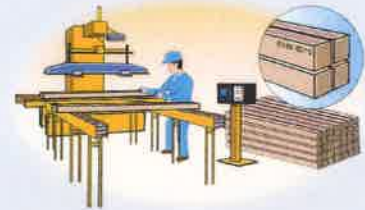
木材加工設備等の導入手段の多様化と入手コストの軽減等を図り、地域材の供給力の増大と品質の安定・向上を推進することを目的として、木材加工設備等のリースによる導入経費の一部を助成します。

1 助成の要件

本事業の助成を受けるには、次に定める要件等を全て満たす必要があります。

1 助成の対象者

- ア 木材関連事業者等の組織する団体又はそこに所属している者
- イ 製材業、合板製造業、木材チップ製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業、木材卸売業、木材販売業及び木造建築工事業を営む者



2 対象機械の範囲

木材品質測定機（グレーディングマシン、含水率計）、マーキング装置、集成材製造設備、モルダ、大型木材乾燥設備、CAD、CAM、自動製品選別装置、高性能製材設備、原木自動仕分機、木材自動包装結束装置、焼却炉、木屑焚ポイラー、木質バイオマス発電施設、木質ペレット製造設備、単板製造設備、木材チップ製造設備、燃油使用の低減に資する電動・ハイブリッド動力源機器（電動フォークリフト、ハイブリッド重機・トラック等）

※ 大型木材乾燥設備をリースする場合は別途条件があります。



3 リース物件・契約の条件

- ア リース物件は、リース会社が当該物件の製造又は販売業者等から新たに購入するものであること
- イ リース期間が、木材加工設備にあっては5年以上8年以内、電動・ハイブリッド動力源機器にあっては2年以上4年以内であること
- ウ リース期間満了後のリース物件は、再リース、リース会社への返還又は廃棄されるものであること
- エ リース契約日が助成の決定以降であり、リース物件の引渡しが令和5年3月31日までに行為されること 等

2 助成額

リース料助成額 = リース物件価格 × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 10 以内

注1 リース物件価格は消費税を除いた額

注2 リース期間は、借受者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値
(小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値)

3 手続きの流れ



リース料の助成申請から助成金の支払い、実施報告書の提出までの手続きは次のとおりです。

1 助成の申請

リース料の助成を希望される方（借受者）は、リース会社と連名で、リース料助成申請書を地域木材団体経由で全国木材協同組合連合会（以下、「全木協連」という。）へ提出します。

※ この段階では、あくまで予定しているリース契約の内容等を記入してください。

2 審査・助成決定の通知

全木協連は、学識経験者等からなる審査委員会の審査を経て、助成の可否等を決定します。また、その結果について、借受者及びリース会社に地域木材団体を經由して通知します。

※ 助成決定の通知の前にリース契約を締結した場合は助成の対象となりません。

3 契約の締結

リース契約の締結及びリース物件の納入後、借受者又はリース会社はリース契約締結済み等報告書を全木協連に提出します。



4 助成金の請求

借受者又はリース会社は、リース助成期間中の毎年度、2月末日までにリース料助成金請求書等を取りまとめ、全木協連に提出します。

5 助成金の支払

全木協連は、請求内容を確認し、当該年度分の助成金を3月末日までに支払います。

6 事業実施報告書の提出

借受者は、事業実施報告書を、助成金の交付を受けた翌年度5月末日までに、地域木材団体を經由して、全木協連に提出します。

事業の内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会又は最寄りの都道府県木材協同組合連合会までお問い合わせください。

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階 TEL 03-3580-3215
<http://www.zenmokukyo.jp/>